

ドイツ法人税法上の機関関係 (4)

——財務的編入に関連して——

本 田 良 巳

1 法人税法上の規定

機関関係は機関会社と機関主体との間で成立する。機関会社と機関主体との間で財務的編入の条件を満たし、その後、利益供出契約を締結する。そして、この利益供出契約に基づいて、機関会社の商事貸借対照表上の利益は機関主体に供出されるのである。機関会社の商事貸借対照表上の利益は機関主体において税務貸借対照表上の利益に修正され、これは機関主体の税務貸借対照表上の利益と合算される。これにより、機関関係全体の税務貸借対照表上の利益が統一的に算定され、また機関関係全体の所得算定の基礎は確立されるのである。

商法上、機関関係についてとくに定めていないが、株式法上、利益供出契約 (291条)、利益供出の最高金額 (301条)、さらに損失引継ぎ (302条)、適切な補償 (304条) を定めている。換言すれば、株式法上、利益配当の問題に関連して、利益供出契約、損失引継ぎ等の規定を設けており、機関関係全体を定めるような体系になっていない、と考えるのである。

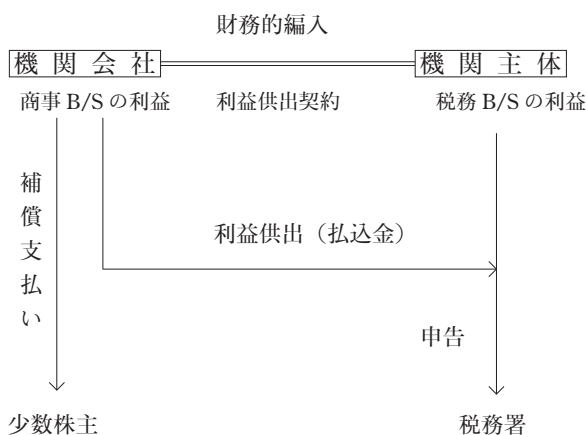
しかし、法人税法上、機関関係について詳細な規定を設けている。法人税法14条は機関関係の基本的な事柄を定め、15条～19条 (18条は省略) はその補完的、派生的な事柄を定めている。14条1項は機関会社、機関主体、財務的編入 (finanzielle Eingliederung) に始まり、14条5項は機関会社の所得と機関主体の所得とを統一的に算定し、機関関係全体の所得の申告を定めている。換言すれば、14条において機関関係の基本的な事柄、あるいは、その根幹を定めている、と考えることもできるのである。

このうち、本稿では機関関係の基礎をなす機関会社、機関主体の説明に始まり、次に財務的編入を論じていくことにする。まず2節では機関会社、機関主体の法形態、その特性について説明している。次に3節では機関関係の成立条件になっている財務的編入の決定方法を論じている。そして4節では例示を (1) 直接的な資本参加、(2) 間接的な資本参加、(3) 直接的な資本参加と間接的な資本参加との合算の三つに分類し、各々、財務的編入の条件を満たしているか否かを検討している。最後に5節では本稿で述べてきたところを要約し、結びに代えている。

2 機関会社と機関主体

機関関係は機関会社と機関主体との間で成立する。機関関係が成立するために財務的編入の条件を満たす必要があり、財務的編入の条件を満たして初めて、利益供出契約が締結されることになる。すなわち、機関会社から機関主体に利益を供出する義務が機関会社に発生するのである。ここで機関関係の全体像を示すことにする（「図1」参照）。

図1 機関関係の全体像



(出典) 筆者による作成

財務的編入を取上げる前に、機関会社、機関主体の説明から始めることにする。それに関連して、法人税法14条1項は次のように定めている。

「(1) 欧州連合の構成国あるいは EWR 協定の契約国に所在地を有し、国内において営業指揮を行うヨーロッパ会社、株式会社あるいは株式合資会社（機関会社）は株式法291条1項の意味における利益供出契約により、その全ての利益を唯一、他の営業上の企業に供出することが義務づけられるなら、16条から他に明らかにならないかぎり、次の前提が満たされるとき、機関会社の所得は企業の主体（機関主体）に加算されなければならない」。

(1) 機関会社

(a) 法形態

機関会社とは、次のような企業のことである¹⁾。

- ① ヨーロッパ会社、株式会社、株式合資会社、有限会社等
- ② 会社法上の構造から、ドイツの資本会社に比較可能であるとき、外国法によって設立された会社

1) Rödder, T. • Herlingshaus, A. • Neumann, R. [2023], S. 1767-S. 1768.

③ 法人税の課税を選択した人的商事会社 (Personenhandelsgesellschaft) や組合 (Partnerschaftsgesellschaft)

(b) 所在地と営業指揮

法人税法14条1項から明らかなように、機関会社の所在地 (Sitz) は欧州連合の構成国あるいは EWR 協定の契約国にあり、その営業指揮 (Geschäftsleitung) は国内にある。

ここで営業指揮について説明を加えるなら、「機関関係の場合、営業指揮の場所は通常、機関会社の法律上の代表者が活動する場所である。何故なら、機関会社は機関主体の経営部門の機能のみを有するからである。機関会社の営業指揮の場所は機関主体の営業指導の場所である」²⁾。最後の文章から、機関関係の場合、機関会社の営業指揮を最終的には機関主体の部門が担うものである、と考えられるのである。

(2) 機関主体

(a) 法形態

機関主体として、次の範囲が考えられる³⁾。

- ① 無制限に税務義務ある自然人
- ② 法人税法1条の意味において国内に営業指揮を有し、税金の免除されない法人、
社団、財団
- ③ 所得税法15条1項2号の意味において国内に営業指揮を有する人的会社
(Personengesellschaft)

(b) 営業上の企業

法人税法14条1項において「(機関会社は一筆者注) その全ての利益を唯一、他の営業上の企業に供出することが義務づけられる」と定めている。ここで、「営業上の企業 (gewerbliche Unternehmen)」とは機関主体を指しているが、「営業上の企業」のより詳しい説明が求められている。

「営業上の企業」を「オリジナルな営業経営 (originärer Gewerbebetrieb)」と同一視し、「経営者が一般的な、経済的な取引に資本参加し、その活動を独自に、持続的に利益を獲得する、という意図をもって行使するとき、営業税法2条1項の意味で、また所得税法15条1項1号、2項の意味で、オリジナルな営業経営は存在する」⁴⁾。

さらに、営業上の企業を国内の企業に限定せず、外国の企業にも拡大している。すなわち、「機関主体の場合、国内の営業上の企業が問題とされなければならない、と

2) Mössner・Oellerich・Valta, [2024], S. 1627.

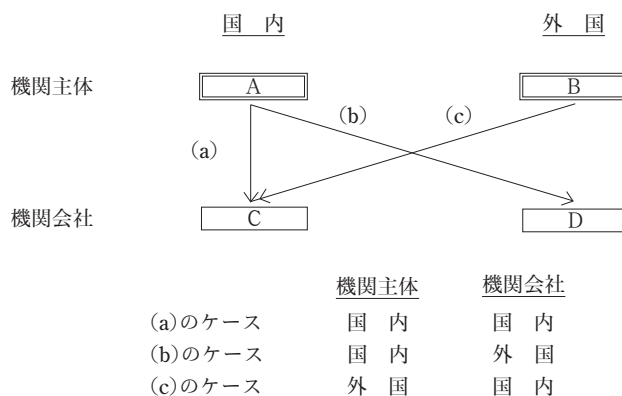
3) Mössner・Oellerich・Valta, [2024], S. 1631.

4) Rödder, T.・Herlingshaus, A.・Neumann, R.[2023], S. 1795.

いう要請は査定期間2001から省略されている。外国の、営業上の企業も機関主体であり、利益供出の受取人である。このことは機関主体の法形態から独立して妥当する。したがって、自然人にも妥当する⁵⁾。このことから、外国の、営業上の企業も機関主体の範囲に含めることができる。

上記のように、機関会社、機関主体の説明から、機関関係は「図2」のようにカテゴリー化することができるのである（「図2」参照）。

図2 機関関係のカテゴリー



(出典) 筆者による作成

3 財務的編入

法人税法14条1項1号は財務的編入を次のように定めている。

「機関会社の持分から議決権の過半数が機関主体に帰属するような尺度で、機関主体は経済年の初めから機関会社に参加していなければならない（財務的編入）。中間会社への参加が議決権の過半数であるとき、間接的な参加は考慮されなければならない」。

明らかなように、1文は「機関会社の持分から議決権（Stimmrecht）の過半数が機関主体に帰属」という財務的編入の条件を定めている。また、2文も同様、中間会社が存在する場合、財務的編入の条件、すなわち、「中間会社への参加が議決権の過半数」という条件を定めている。ここでは1文のみを論じていくことにし、2文は本稿4節で例示（間接

5) Mössner・Oellerich・Valta, [2024], S. 1639.

Rödter, T.らにおいても同様の見解はみられる。

「機関主体として外国企業の場合においても、法人税法14条1項2号4文～7文にしたがい、機関資本参加の帰属に関して、外国企業の国内の恒久的施設への機関所得の帰属に関して特別な前提が考慮されなければならない」。

Rödter, T.・Herlingshaus, A.・Neumann, R. [2023], S. 1796

的な資本参加)を用いて説明していくことにする。

Mössner, J. M. らによれば、「財務的編入は持分所有、それと結びつけられた議決権の過半数において決定される。機関主体がその意思を貫徹することができるように、機関主体は機関会社に直接的あるいは間接的に資本参加しなければならない」⁶⁾。ここから明らかに、財務的編入において議決権の過半数という条件はそれにより、「機関主体がその意思を貫徹することができる」からであり、機関会社に対して、機関主体が大きな影響力を発揮することができる尺度を示している。

原則的に、資本参加関係と議決権数とは一致するものと考えられる。しかし、両者は必ずしも一致しない、特殊な場合も考えられる。「資本参加関係と議決権との相違は議決権のない優先株の場合、多数議決権の場合、議決権の制限の場合、自己株式について議決権除外の場合に明らかになる。その他、他の資本会社への持分の場合も、該当する議決権の制限あるいは議決権の優遇は存在している(たとえば、有限会社の場合、規約により高い議決権をもった持分)」⁷⁾。このことを例示を用いて、具体的にみていくことにする⁸⁾。

例示 1

1. 自然人AはO有限会社の持分の45%を保有している。この資本参加は議決権の60%を得させる(vermitteln)。何故なら、規約により、持分の一部に高い議決権が備えつけられるからである。O有限会社はA企業に財務的に編入されている。
2. O株式会社は自己株式の10%を保有している。残りの株式はAによって50%保有され、Bによって40%保有されている。どの株式も議決権を与える。株式法16条3項、136条2項により、自己株式について議決権は失効しているので、Aが持分の50%だけを保有するにせよ、Aは議決権の過半数を保有している。
3. AはO株式会社に55%、資本参加している。A株式会社の規約には「個々の株主の議決権はすべての議決権の45%に制限される」と定めている。

ところで、「議決権の過半数が機関主体に帰属」という場合、議決権だけでなく、過半数にも言及しなければならない。過半数にも単純過半数(einfache Mehrheit)と特定過半数(qualifizierte Mehrheit)とがあり、通常、単純過半数が考えられる。しかし、法人税法14条1項1号において単に過半数といい、単純過半数とは明記していない。

したがって、「規約が一般的に、決定について単純な過半数議決権よりも大きいものを定めるなら、この尺度は財務的編入の判定のために強制力がある。このことは編入前提の規準により、機関会社への影響の可能性に結びつけようとする、法律家の意思から推論されなければならない」⁹⁾。換言すれば、機関会社に対して、機関主体が及ぼす影響を尺度に、

6) Mössner・Oellerich・Valta, [2024], S. 1641.

7) Mössner・Oellerich・Valta, [2024], S. 1642-S. 1643.

8) Mössner・Oellerich・Valta, [2024], S. 1643.

9) Mössner・Oellerich・Valta, [2024], S. 1643.

単純過半数を採用するか、特定過半数を採用するかを決定することになる。そして、単純過半数を採用するか、特定過半数を採用するかを規約に明記しなければならないのである。

4 財務的編入の例示

例示を用いて、財務的編入を説明していくことにする。基本的なケースを(1)直接的な資本参加、(2)間接的な資本参加、(3)直接的な資本参加と間接的な資本参加との合算の三つに分類し、財務的編入の問題をみていくことにする¹⁰⁾。

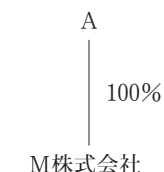
(1) 直接的な資本参加

例示2を用いて、直接的な資本参加の財務的編入を説明していくことにする。

例示2

国内において営業上の企業を営み、無制限に税務義務ある自然人AはM株式会社の株式、100%を保有している。これを図示すれば、次の「図3」のようになる（「図3」参照）。

図3 直接的な資本参加



（出典）筆者による作成

- ・ AはM株式会社の株式、100%を直接的に保有し、財務的に編入している。

(2) 間接的な資本参加

例示3～例示8を用いて、間接的な資本参加の財務的編入を説明していくことにする。

例示3

AはM株式会社の株式、100%を保有している。

また、M株式会社はOG株式会社の株主であり、機関関係の前提を満たしている（「図4」参照）。

- ・ OG株式会社はM株式会社にとって直接的な機関会社である。

Rödter, T. らにおいても同様の見解はみられる。

「特定過半数は一般的に、機関会社の定款において定められている、あるいは、一定の決定のために定められている。社員の決定のために特定過半数が部分的に必要であるとき、支配的な見解によれば、状況の全体像によって、財務的編入のために機関主体は単純過半数で議決権を保有しなければならないか、特定過半数で議決権を保有しなければならないかが決定されなければならない」。

Rödter, T. • Herlingshaus, A. • Neumann, R. [2023], S. 1802.

10) Mössner • Oellerich • Valta, [2024], S. 1646-S. 1651.

図4 間接的な資本参加 (1)



(出典) Mössner・Oellerich・Valta, [2024], S. 1647.

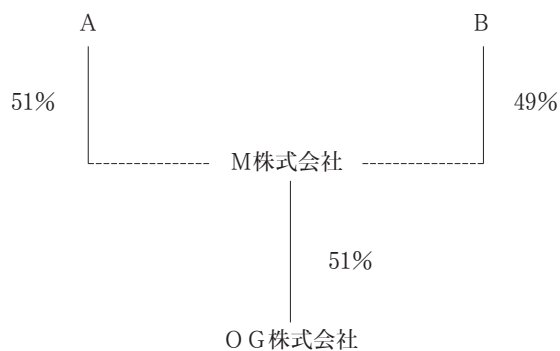
- また、M株式会社はAにとって直接的な機関係会社である。
- O G 株式会社はAに間接的に、財務的に編入されている。

例示 4

O G 株式会社は自己株式、49%を保有し、M株式会社が残りの51%を保有している。
どの株式にも議決権を認めている。

M株式会社の株式は51%、Aによって保有され、残りの49%はBによって保有されている。M株式会社のどの株式にも議決権を認めている (「図5」参照)。

図5 間接的な資本参加 (2)



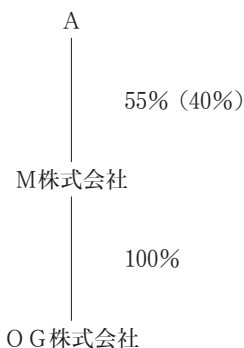
(出典) Mössner・Oellerich・Valta, [2024], S. 1648.

- AはM株式会社に対して議決権の過半数を有し、機関係主体として考えられる。
- M株式会社はO G 株式会社に対して議決権の過半数を有し、機関係主体として考えられる。
- Aは議決権の行使により、O G 株式会社に支配的な影響を行使することができ、O G 株式会社はAに間接的に編入されている。

例示 5

AはM株式会社に55%、資本参加している。ただし、M株式会社の規約に「議決権の40%以上、株主は有効とされない」と定めている。O G株式会社は100%、M株式会社の子会社である（「図 6」参照）。

図 6 間接的な資本参加 (3)



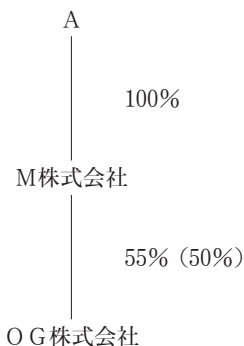
（出典） Mössner・Oellerich・Valta, [2024], S. 1648.

- O G株式会社はAに間接的に、財務的に強く依存している。
- しかし、「議決権の40%以上、株主は有効とされない」ため、O G株式会社はAに編入されていない。

例示 6

AはM株式会社に100%、資本参加し、M株式会社はO G株式会社の株式55%、保有している。ただし、O G株式会社の規約に「株主は議決権の50%以上、行使できない」と定めている（「図 7」参照）。

図 7 間接的な資本参加 (4)



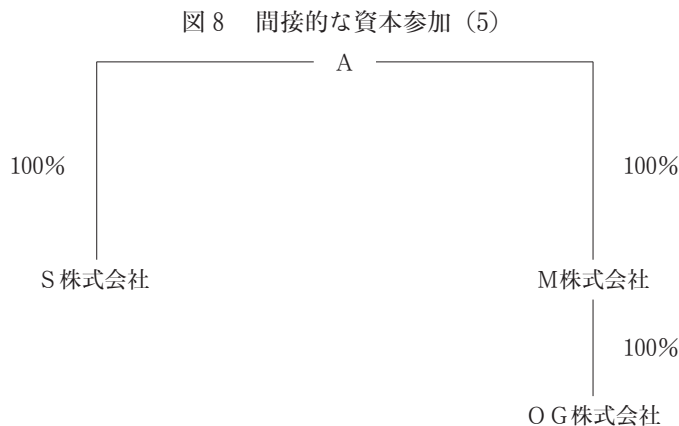
（出典） Mössner・Oellerich・Valta, [2024], S. 1648.

- M株式会社はAに財務的に編入されている。

- ・ しかし、「株主は議決権の50%以上、行使できない」という制限のため、AとOG株式会社との間に、機関関係は成立していない。

例示 7

AはM株式会社ならびにS株式会社の株式、100%を保有している。M株式会社は100%、OG株式会社の株主である（「図 8」参照）。



（出典） Mössner • Oellerich • Valta, [2024], S. 1649.

- ・ AはS株式会社、M株式会社に対して機関主体である。
- ・ AはOG株式会社に対して間接的に機関主体である。

例示 8

Aは有限会社の一人会社であり、有限合資会社（GmbH & Co.KG）の無限責任社員である¹¹⁾。そして、有限合資会社の有限責任社員である。有限合資会社はOG株式会社の株式、80%を保有している（「図 9」参照）。

- ・ OG株式会社は有限合資会社に直接的に、財務的に編入されている。
- ・ 有限合資会社が人的会社であり、Aの機関会社でないにせよ、AとOG株式会社との機関関係は財務的編入に基づいて間接的に肯定されなければならない。

(3) 直接的な資本参加と間接的な資本参加との合算

直接的な資本参加と間接的な資本参加との合算を例示 9～例示11を用いて、財務的編入を説明していくことにする。

11) 有限合資会社について山田 晟 [1993], 289頁参照。

図9 間接的な資本参加 (6)

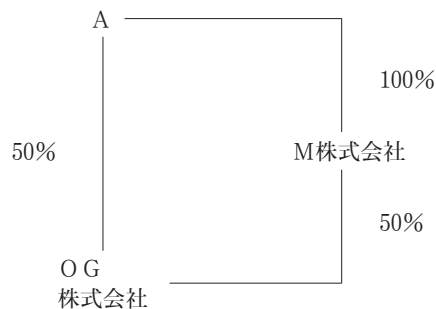


(出典) Mössner・Oellerich・Valta, [2024], S. 1650.

例示 9

AはO G株式会社の持分, 50%を保有している。その他, AはM株式会社の持分, 100%を保有し, さらにM株式会社はO G株式会社の持分の50%を保有している。議決権数は持分数に一致している (「図10」参照)。

図10 直接的な資本参加と間接的な資本参加との合算 (1)



(出典) Mossner・Oellerich・Valta, [2024], S. 1651

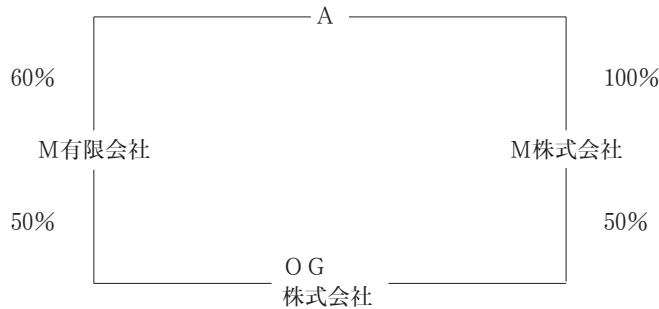
- ・ 直接的な資本参加と間接的な資本参加との合算により, 機関主体としてA, 機関会社としてO G株式会社との間に, 機関関係は成立している。
- ・ O G株式会社はM株式会社を通して, Aに間接的に編入されている。

例示10

AはM株式会社に持分 (=議決権), 100%を保有している。また, AはM有限会社に持分 (=議決権) の60%を保有している。M株式会社とM有限会社とはO G株式会社に持分の50%を各々, 保有している (「図11」参照)。

- ・ 合算により, O G株式会社へのAの間接的な資本参加は財務的編入の前提を満たしている。
- ・ O G株式会社はAに財務的に編入されている。

図11 直接的な資本参加と間接的な資本参加との合算 (2)

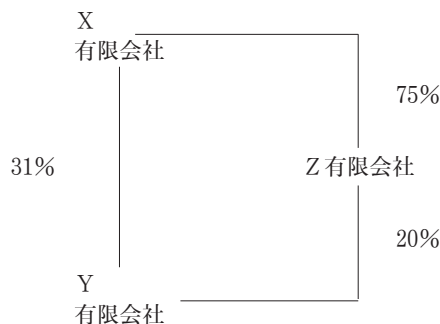


(出典) Mössner • Oellerich • Valta, [2024], S. 1651.

例示11

X 有限会社は Y 有限会社に直接的に31%，資本参加し，Z 有限会社に直接的に75%，資本参加している。Z 有限会社は Y 有限会社に直接的に20%，資本参加している（「図12」参照）。

図12 直接的な資本参加と間接的な資本参加との合算 (3)



(出典) 筆者による作成

- 合算の場合，財務的編入の決定

乗数法 (Durchrechnungsmethode) : $75\% \times 20\% = 15\%$
 $46\% (31\% + 15\%)$
 →財務的編入は行われない。

加算法 (Additionsmethode) : $51\% (31\% + 20\%)$
 →財務的編入は行われる。

Mössner, J. M. らによれば，「合算の場合，間接的な資本参加は乗数化されるかどうかという問題が生じる。我々の考えでは，これは肯定されなければならない」¹²⁾。したがっ

12) Mössner • Oellerich • Valta, [2024], S. 1651.

しかし，Rödter, T. らによれば，「加算法は優先的なものであり，支配的な見解によっても決定的

て、Mössner, J. M. らは乗数法の採用を考えているのである。

5 結論と課題

法人税法は機関関係について詳細な規定を設けている。法人税法14条は機関関係の根幹になる事柄を定め、15条～19条（18条は省略）はその補完的、派生的な事柄を定めている。14条1項は機関関係の成立、したがって、財務的編入の条件と利益供出契約の規定を設けている。本稿では機関会社、機関主体の説明から始まり、財務的編入を論じている。本稿で述べてきたところを要約していくことにする。

- (1) 機関会社はヨーロッパ会社、株式会社、有限会社等である。また、機関会社の所在地は欧州連合の構成国あるいは EWR 協定の契約国にあり、その営業指揮は国内にある。他方、機関主体は自然人、国内に営業指揮を有し、税金の免除されない法人、国内に営業指揮を有する人的会社等をその範囲に含んでいる。また、機関主体は営業上の企業という特性を有している。
- (2) 財務的編入の条件は機関会社の議決権の過半数を保有するか否かである。機関主体の持分と議決権とは通常、一致しているが、つねに一致するとは限らない。たとえば、自己株式の保有、議決権のない優先株の発行、議決権の制限等、特殊なケースもみられる。また、過半数とは通常、単純過半数を指していると考えられるが、機関会社に対する影響力を尺度に特定過半数が要請されるケースもある。
- (3) 機関会社への資本参加の基本的なケースを (a) 直接的な資本参加、(b) 間接的な資本参加、(c) 直接的な資本参加と間接的な資本参加との合算の三つに分類している。さらに、(a)～(c) の例示を用いて、財務的編入の条件を満たすか否かを検討している。

最後に、本稿で十分に論じ尽くせなかった問題を課題として挙げておくことにする。

- (1) 4 節では財務的編入の条件を満たすか否かを検討するため、例示 2～例示11を挙げている。しかし、これらの例示はいずれも基本的なケースであり、果たして現実の状況を説明することができるかどうかは疑問である。たとえば、機関関係に外国企業を含めるケース、機関関係の連鎖等の複雑なケースである。

参考文献・引用文献

[外国文献]

BMF v. 29.9.2022, Wechsel zur Einlagelösung nach § 14 Abs. 4 KStG i. d. F. des Gesetzes zur Modernisierung des Körperschaftsteuerrechts vom 25. Juni 2021, S. 1-S. 9.

な方法としてみなされる。それに対して、財政行政 (Finanzverwaltung) は乗数法をよく主張している」。

明らかなように、Rödter, T. らは加算法を、財政行政は乗数法を優先的な方法と各々、考えている。Rödter, T.・Herlingshaus, A.・Neumann, R. [2023], S. 1808.

現在、加算法と乗数法とは対立する状況にあるように思われる。

- Alber, M. / Szczesny, M. / Sell, H., [2024], *Körperschaftsteuer*. 20. überarbeitete und aktualisierte Auflage.
- Brühl, M. / Weiss, M. [2020], Ertragsteuerlich Organschaft: Variable Ausgleichszahlungen an außenstehende Gesellschafter – BMF-Schreiben zu § 14 Abs. 2 KStG vom 4. 3. 2020, *Betriebs-Berater*, 75. jg., Nr. 26, S. 1436–S. 1440.
- Bünning, M. / Stoll, T. [2016], Bildung und Auflösung von Kapitalrücklagen bei bestehenden Gewinnabführungsverträgen, *Betriebs-Berater*, 70. jg., Nr. 9, S. 555–S. 559.
- Cremer, U. [2014], *Körperschaftsteuer*.
- Gelhausen, H. F. / Fey, G. / Kämpfer, G. [2009], *Rechnungslegung und Prüfung nach dem Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz*.
- Gelhausen, H. F. / Althoff, F. [2009a], Die Bilanzierung ausschüttungs- und abführungsgesperrter Beträge im handelsrechtlichen Jahresabschluss nach dem BilMoG (Teil 1) *Die Wirtschaftsprüfung*, 62. jg., Nr. 11, S. 584–S. 592.
- Gelhausen, H. F. / Althoff, F. [2009b], Die Bilanzierung ausschüttungs- und abführungsgesperrter Beträge im handelsrechtlichen Jahresabschluss nach dem BilMoG (Teil 2) *Die Wirtschaftsprüfung*, 62. jg., Nr. 12, S. 629–S. 635.
- Gosch, D. [2020], *Körperschaftsteuergesetz*, 4. Auflage.
- Hasbach, A. / Brühl, M. [2016], Steuerliche Anerkennung von Ergebnisabführungsverträgen bei kombinierten Ausgleichszahlungen und fehlendem Verweis auf § 302 Abs. 4, *Deutsches Steuerrecht*, 54. jg., Heft 41, S. 2361–S. 2369.
- Hasbach, A. [2019], Ausgleichszahlungen an außenstehende Gesellschafter – Anmerkungen zu § 14 Abs. 2 KStG nF, *Deutsches Steuerrecht*, 57. jg., Heft 3, S. 81–S. 88.
- Hasbach, A. [2020], Ausgleichszahlungen an außenstehende Gesellschafter nach § 14 Abs. 2 KStG, *Der Betrieb*, 73. jg., Nr. 16, S. 806–S. 812.
- V-A Hölzer [2015], Nichteinbeziehung des umwandlungs- und umwandlungssteuerrechtlichen Rückbezugszeitraums in die Berechnung der Mindestlaufzeit eines Gewinnabführungsvertrags? *Der Betrieb*, 68. jg., Nr. 22, S. 1249–S. 1251.
- Jäger, B. / Lang, F. / Raible, M. / Ott, S. [2022], *Körperschaftsteuer*, 20. Auflage.
- Kraft, C. / Hohage, U., [2020], Wesentlichkeit eines fehlerhaften Bilanzansatzes im Kontext der Durchführungsfiktion des Gewinnabführungsvertrags nach § 14 Abs. 1 Satz 1 Nr. 3 KStG. *Die Unternehmensbesteuerung* 10 / 2020, S. 581–S. 588.
- Kröner, I. [2017], Abführung des richtigen Gewinns einer Organgesellschaft nach Änderung von § 253 HGB, *Die Wirtschaftsprüfung*, 70. jg., Nr. 13, S. 796–S. 800.
- Liedgens, G. / Himmer, K. [2021], Die Einlagenlösung für organschaftliche Minder- und Mehrabführungen nach dem KöMoG-E, *Der Betrieb*, 74. jg., Nr. 23, S. 1221–S. 1228.
- Meyering, S. / Reiter, L. / Celiktas, A. [2022], Kritische Analyse des neuen § 14 Abs. 2 KStG vor dem Hintergrund der Rechtssicherheit, *GmbHRundschau*, 113. jg., Nr. 17, S. 903–S. 908.
- Mössner • Oellerich • Valta, [2024], *Körperschaftsteuergesetz Kommentar*, 6 Auflage.
- Mylich, F. [2014], Die Dogmatik vororganschaftlich verursachter Minderabführungen und ihre praktischen Folgen, *Deutsches Steuerrecht*, 52. jg., Heft 49, S. 2427–S. 2433.
- Rödter, T. • Herlinghaus, A. • Neumann, R. [2023], *Körperschaftsteuergesetz, Kommentar*, 2. neu

bearbeitete Auflage.

Scheifele, M. / Marx, M. [2014], Die zeitlichen Anforderungen an den Gewinnabführungsvertrag und seine Durchführung, *Deutsches Steuerrecht*, 52, jg., Heft 37, S. 1793-S. 1803.

Schell, M. / Schrader, J. [2017], Wiedereinlagevereinbarungen und tatsächliche Durchführung von Gewinnabführungsverträgen, *Deutsches Steuerrecht*, 55, jg., Heft 2, S. 86-S. 90.

Scheuch, P. [2021], Organschaft: Grenzen der Anerkennung von Ausgleichszahlung an Außenstehende Gesellschafter, *FinanzRundschau*, 103. jg., Nr. 11, S. 522-S. 531.

Schnitger, A. • Fehrenbacher, O. [2018], *Kommentar Körperschaftsteuer KStG*, 2 Auflage.

Schwalm, T. [2021], Die Einlagenlösung – Zum Entwurf der Neuordnung von in organschaftlicher Zeit verursachten Minder- und Mehrabführungen, *Deutsches Steuerrecht*, 59, jg., Heft 17, S. 980-S. 983.

Streck, M. [2022], *Körperschaftsteuergesetz, Kommentar*, 10. Auflage.

Strüder, S. [2020], Ausgleichszahlungen an außenstehende Gesellschafter – Anmerkungen zu dem BMF-Schreiben v. 4.3.2020, *GmbHRundschau*, 111. jg., Nr. 12, S. 644-S. 647.

[日本文献]

五十嵐邦正 [2012], 『ドイツ会計制度論』, 森山書店。

五十嵐邦正 [2020], 『会計制度の論点』, 森山書店。

池田良一 [2023], 『ドイツ進出企業の会計・税務・会社法・経営』, 税務経理協会。

武田隆二 [1990], 『税務会計』, 放送大学教育振興会。

武田隆二 [2005], 『平成17年版 法人税法精説』, 森山書店。

本田良巳 [2023a], 「ドイツ商法の配当制限 (1) – 配当制限の概要 –」,
大阪経大論集第74巻第2号, 41-53頁。

本田良巳 [2023b], 「ドイツ商法の配当制限 (2) – 配当制限の個別問題 –」,
大阪経大論集第74巻第3号, 33-45頁。

本田良巳 [2023c], 「ドイツ法人税法の利益供出契約 – 機関関係に基づいて –」,
大阪経大論集第74巻第4号, 1-16頁。

本田良巳 [2025a], 「ドイツ法人税法上の機関関係 (1) – 利益供出契約に関連して –」,
大阪経大論集第75巻第6号, 191-200頁。

本田良巳 [2025b], 「ドイツ法人税法上の機関関係 (2) – 補償支払いに関連して –」,
大阪経大論集第76巻第1号, 307-320頁。

本田良巳 [2026a], 「ドイツ法人税法上の機関関係 (3) – 払込金解決に関連して –」,
大阪経大論集第76巻第6号, 167-184頁。

安井栄二 [2005a], 「ドイツ法人税法における機関理論 (一)」,
民商法雑誌第132巻第6号, 808-851頁。

安井栄二 [2005b], 「ドイツ法人税法における機関理論 (二)」,
民商法雑誌第133巻第1号, 63-98頁。

安井栄二 [2020], 「ドイツ法人税法における機関関係制度について」,
税研第35巻第5号, 98-103頁。

山田 晟 [1993], 『ドイツ法律用語辞典 改訂増補版』, 大学書林。